

発言要旨

1. 開会

2. 生活安全局長挨拶

本日は前田委員長をはじめ、委員の皆様方、大変御多忙の中、平成 25 年度の総合セキュリティ対策会議の第 1 回目の会合に出御席いただきまして、誠にありがとうございます。この会議は今年で 13 年目となるわけであります。

これまでこの会議でいただいた御提言からは、例えば平成 18 年に運用が開始されましたインターネット・ホットラインセンターや平成 23 年に開始されました児童ポルノのブロック等、具体的施策に結実をしているところでありまして、私としても大変意義のある枠組みであると認識しているところでございます。

さて、本年の 1 月、警察庁におきまして高度化・複雑化するサイバー犯罪に対処するため、「サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム」を策定し、捜査力及び解析力の強化等に努めるとともに民間事業者等の知見の活用についても強力で推進をしているところでございます。そこで、本年度のテーマを「サイバー空間の脅威に対処するための産学官連携の在り方」といたしまして、日本版 N C F T A の創設に向け、御議論をいただきたいと考えているところでございます。N C F T A は、米国で F B I 等の法執行機関、民間企業、あるいは学術機関を構成員として設立された非営利団体でありまして、サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、国外を含めた捜査員等の職員に対するトレーニングを実施している組織であり、サイバー犯罪捜査において大きく貢献をしていると承知をしているところでございます。

サイバー空間の脅威への対処につきましては、我が国におきましても産学官それぞれの立場でこれまでも様々な取組が行われてきているところでございますが、官民連携をより一層進めるためには、米国 N C F T A に見られますような産学官がリアルタイムに情報を共有する枠組みを構築することが必要であり、6 月にまとめられた政府のサイバーセキュリティ戦略においても、日本版 N C F T A の創設が盛り込まれたところ、警察としても

新たな一步を踏み出したいと考えているところでございます。

本会議における議論は、今後の産学官連携の在り方の基礎となるものと認識をしております。委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野での御経験、御見識を踏まえ、闊達な御意見を賜りますようお願い申し上げます。私の冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員紹介

【委員長挨拶】

サイバー世界の変化とその速さは著しいものがあるわけですが。先ほどお話がありました政府の情報セキュリティ政策会議、私も参画させていただいているのですが、今年から様相はかなり変わったと思います。今までのセキュリティ対策の世界からやはり韓国の事案のようにはっきりした形で示されて、そのほか非常に具体的な形で、ものすごいスピードで変化が加速してきております。

そのような中で、13年前から始まったこの会議は、官民連携でサイバーの問題に取り組んでいくという方向性は非常に正しかったということがある意味で実証されているのだと思います。本当の意味での産学というのは、これまであまり強調してこなかったのですが、官民連携がより具体的に結実して前に進めるかどうか。我々世代は産学共同というのは悪だみたいに習ってきた訳です。もう今はそういう時代ではなく、もちろん悪いところは削らなければいけませんけれども、前に進む段階に来ていると思います。

お忙しい中、大変有力な多くの方にお集まりいただいて誠に恐縮なのですが、それに値するだけの中身を報告書として出してまいるように努力する所存ですので、何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

【事務局による紹介の後、本年度委員による自己紹介】

4. 平成 25 年度総合セキュリティ対策会議の開催趣旨について

【事務局から、本年度の総合セキュリティ対策会議の開催趣旨について説明】

5. 米 N C F T A のトレーニングを終えて

【トレーニング派遣者から、参加結果等について説明】

6. それぞれの立場からみた産学官連携について

【委員3名から、それぞれの立場からみた産学官連携について発表】

7. 質疑応答

NCF TAというものがうまくいくためには、どういう人が参加するかとかいろいろ検討していく必要があると思うのですが、もう一つの問題としては、予算がどういう形、お金の動きがうまくいかない組織は大体うまくいなくて、その辺どうなっているか教えていただければと思います。

事務局：半官半民で財団法人みたいな形と聞いております。また、お金だけではなくて物だけの拠出というのもあるようで、例えばパソコン、通信機器の提供等いろいろな形でのドネーションがあります。

毎年、官のほうから何か金が出る仕組みがあって、それ以外にドネーションみたいなものやレポートを売るといった形もあるのでしょうか。

事務局：民の参加レベルというのが幾つかありまして、例えばメール会員もあれば、ブースを持って日々活動しているということもありまして、それぞれにどれぐらいかかるかというのは違うように聞いております。

米国NCF TAでは産学官の知見の集約をナレッジプールと呼んでいるようですが、これは一国だけでおさまることではないので、いかに幅広く情報を収集できるのか、また、共有してもらえるのかどうかは非常に大事になってくるのではないかと。プラス捜査に非常に有用になるように深い情報も仕入れていかなければならないと思います。

あと、米国政府はかなり厳しいサプライチェーンであるとか、セキュリティクリアランスというのは持っていますので、そこら辺も大きな課題なのかなと思っております。

もう一つ、個人として社会に対して奉仕をしていくという考え方が必要なのではないか。また、それを企業が積極的にサポートしていくような体制も必要なのではないか。

米国のNCF TAの場合には、カーネギーメロンが大きな役割を果たしているということですが、日本の大学院とカーネギーメロンを比較した場合に、目標の設定、実際に用いられているプログラム、あるいは輩出する人材等についてどういう違いがあるのか教えていただきたい。

授業料には大きな差があります。それはアメリカでは、それだけ取れるだけの実績を持っていて、CERTをはじめ連邦のいろいろな機能の一部を代行してきたという自負が

あるからです。だけど、結果として日本の市場ではその高値の販売というのはうまくいなくて、情報セキュリティ大学院大学が今のところ、日本では依然として唯一の大学院としてのセキュリティ教育を専門にやっております。

また、事例をどれくらい分析しているかという実績が違います。私たちもちょっと今までやってきたところと違うところをつくろうと考えているので、今回のこういうアイデアとか、それ以外にISACといったところで情報がシェアされて、企業の不名誉になるところは匿名化するなり何なりして、ケースがたくさん出てくることによって初めて日本の教育レベルが追いつけると考えております。

米国では具体的な届出制で情報を集めているのか、それとも何か耳にしたら実際に行って情報を得てきているのか、はたまた協力している産業界の人たちが情報を共有するフレームワークがあるのか、日本との情報共有の違いがあったら教えていただきたいのですが。

事務局：いわゆるビッグデータそのものであると認識してしまして、収集の仕方は今おっしゃられたものが全て入っていると思います。情報の共有というのは非常にフランクに行われており、キーの人とフェース・トゥ・フェース・コミュニケーションというふうに聞いております。高い経費を出して企業等が人を置いている目的もそこにあるようです。

アメリカのNCFTAがボットネットのテイクダウンに関わっているという記事を見たことがあります。NCFTAの活動が対外的な成果にどのようにつながっているのか紹介いただければと思っております。

事務局：次回以降、NCFTAの活動がどのように具体的に結実したのかについて御説明をさせていただきたいと思っております。

NCFTAを日本版と置きかえたときにどういう立て付けでやるものなのか。警察ですので、サイバー犯罪捜査という観点からこういったものをつくっていくのか、あるいはインシデント情報の共有が目的なのか、既にNISCあるいはJPCERT等があるわけですから、それにまたもう1つ何かつくる目的は何なのかということを引きちと議論をしていかないと、いきなりつくることを前提にするということには違和感があります。

事務局：今回のNCFTAの創設については、サイバーセキュリティ戦略の中「犯罪対策」の項で、その創設を含めて検討をするということがうたわれています。したがって、私ども事務局としては、サイバー犯罪対策、もちろんサイバー攻撃に対するものも含めての概念であります。サイバー犯罪対策を警察すなわち行政だけでなく産と学との連携で

もっと効果的に対処することができるのではないかとこのところを出発点としております。また、それは情報の集約なり分析なりをはじめとして、先ほど申し上げた、4つの主たる機能を行うような枠組をつくることによって実現できるのではないかと考えております。したがって、射程はあくまでサイバー犯罪対策を考えております。

ただ、アメリカと日本は法制度も国情も違いますので、アメリカと全く同じものを日本につくることはそもそも難しいでしょうし、また、それがうまくいくとも限りません。ですから、あくまでアメリカの例を参考にしつつ、日本の国情に見合った形とすべきですし、例えば、より機能していくためには新たな法律も含めたこういう制度があったほうがいいのではないかとこの御議論もあり得ると思います。今後あり得る犯罪に効果的に対処できるスキームづくりという観点でぜひ検討したいというのが趣旨であります。

そうしますと、民間企業なり学術からの情報提供を受けるに当たっての根拠というのは、業法ではなくてこれは警察ということで情報提供を求める、そういう立て付けになるということですか。

事務局：あえて分けて言えば所管する業界に対する指導とかということではなくて、あくまで警察の目的、具体的には捜査、あるいは犯罪抑止、その目的のために関係業界、学術機関等から御協力をいただきたいと考えております。ですから、あえて根拠と言われれば御指摘のとおりだと思います。

8．現状の問題点及び今後の進め方について

【事務局から、現状の問題点及び今後の進め方について説明】